

【傍聴】

マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。
また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■教育委員会

時 7月27日(火)午後2時
場 田無第二庁舎4階
内 / 定 行政報告課 / 10人
▶教育企画課 ☎ 042-420-2822

審議会など

■廃棄物減量等推進審議会

時 7月19日(月)午後2時
場 防災・保育保健福祉総合センター6階
内 / 定 市の廃棄物行政 / 5人
▶ごみ減量推進課 ☎ 042-438-4043

■学校選択制度に関する検討懇談会

時 7月21日(水)午前10時
場 住吉会館ルピナス
内 / 定 懇談会の運営・アンケート・今後の予定など / 5人
▶学務課 ☎ 042-420-2824

■総合教育会議

時 7月27日(火)午前10時
場 田無庁舎4階
内 / 定 教育に関する協議・調整 / 10人
▶企画政策課 ☎ 042-460-9800

■男女平等参画推進委員会

時 7月27日(火)午後6時15分
場 田無庁舎5階

内 / 定 西東京市第4次男女平等参画推進計画の評価課 / 3人
▶協働コミュニティ課 ☎ 042-439-0075

■国民健康保険運営協議会

時 7月27日(火)午後7時
場 田無庁舎3階
内 / 定 西東京市国民健康保険財政健全化計画の見直しなど / 5人
▶保険年金課 ☎ 042-460-9821

■交通安全対策会議

時 7月28日(水)午後2時
場 田無庁舎3階
内 / 定 西東京市交通安全計画の改定 / 3人
▶交通課 ☎ 042-439-4435

■文化財保護審議会

時 7月29日(木)午後1時30分
場 田無第二庁舎2階
内 / 定 西東京市の文化財保護 / 5人
▶社会教育課 ☎ 042-420-2832

■社会教育委員の会議

時 7月30日(金)午後2時
場 田無第二庁舎2階
内 / 定 社会教育委員の活動など / 2人
▶社会教育課 ☎ 042-420-2831

市職員募集(令和4年1月1日付・4月1日付採用)

□試験案内 7月15日(木)から田無庁舎5階職員課・市HPで配布
※受験資格や申込期間など、詳細は市HP・試験案内でご確認ください。
▶職員課 ☎ 042-460-9813

採用予定日	試験区分	受験資格
令和4年1月1日付	土木技術I類、建築技術I類	昭和55年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方
	建築技術I類(経験者)	昭和55年4月2日以降に生まれ、試験案内に記載している業務従事歴のある方
令和4年4月1日付	一般事務I類	平成4年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方
	一般事務I類(社会福祉士)	昭和56年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格保持者
	一般事務I類(障害者対象)	平成4年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、試験案内に記載している障害者要件に該当する方
	司書I類	平成4年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、司書の資格保持者(取得見込みの方を含む)
	土木技術I類、建築技術I類	平成4年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方
令和4年4月1日付	保健師I類	昭和56年4月2日以降に生まれ、保健師免許保持者
	栄養士I類	平成4年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、栄養士免許保持者(取得見込みの方を含む)
	保育士I類、保育士II類	I類:昭和56年4月2日～平成12年4月1日に生まれ II類:平成12年4月2日～平成14年4月1日に生まれ 保育士の資格保持者(取得見込みの方を含む)

飲酒運転を根絶しましょう!

全国的に、飲酒運転により登下校中の児童・生徒が被害者となる交通事故が発生しています。
自分や周りの方に飲酒運転を「しない・させない」という強い意志を持ち、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。
▶危機管理課 ☎ 042-438-4005 ▶交通課 ☎ 042-439-4435

市ホームページに関するアンケートを実施中!

市ホームページは令和3年度にリニューアル予定です。
皆様のご意見をお聞かせください。 ※詳細は市HPへ
▶秘書広報課 ☎ 042-460-9804



高齢者の方への主な福祉施策

※サービスの提供には、訪問調査のうえ、決定する事業があります。

市で行っている高齢者の方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。詳細な内容については、お問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2810

内容/対象	
高齢者配食サービス(高齢者見守り配食サービス)	昼食を週6回(月)～(土)、希望する曜日に配食 ※自己負担:実費相当額の2分の1 対 65歳以上の一人暮らしの高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で、必要と認められた方(日中、65歳以上の方のみで生活している場合を含む)
認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス	自宅に紙おむつ(種類により枚数制限あり)を配達 ※自己負担:1割 対 常時おむつを使用している40歳以上で、次の①または②に該当する方 ①ねたきりまたはそれに準ずる状態 ②認知症により重度の介護が必要な状態(生活保護受給者などは対象外)
高齢者等紙おむつ助成金交付サービス	月額4,500円を上限として助成 ※紙おむつ給付のサービスと同月での給付不可 対 40歳以上で、介護保険認定において要介護1以上の認定を受け、紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている方 ※生活保護受給者などは対象外
ねたきり高齢者理・美容券交付サービス	理・美容師の訪問により、調髪・顔剃りまたはカット・シャンプーを受けられるサービス券を、年4枚まで交付 ※自己負担:1割(生活保護受給者などを除く) 対 65歳以上で、ねたきりまたはそれに準ずる方
高齢者救急代理通報サービス(旧高齢者緊急通報・火災安全システム設置サービス)	救急代理通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を受信センターに通報可能 ※自己負担:1割(生活保護受給者などを除く) 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上のみの世帯で、慢性疾患などがあり常時注意を必要とする方 ※世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象(医師の意見書が必要)
認知症高齢者徘徊位置探索サービス	介護者に対して位置情報専用探索器を貸与 ※自己負担:1割(生活保護受給者などを除く) 対 65歳以上で、認知症による徘徊行動が著しく、介護保険認定で要介護・要支援の認定を受けた方または事業対象者の方を介護する在住の方
高齢者等外出支援サービス	介助員を配置したりリフト付きの福祉車両などを用いた外出支援(利用者の居宅を中心とした半径20kmの範囲内) ※自己負担:実車料金(メーター料金)・有料道路料金・駐車料金(所得に応じた減額措置あり) ※生活保護受給者などは一部利用制限あり 対 40歳以上で、介護保険で要介護2以上と認定され、一般の公共交通機関や手段では外出が困難な高齢者などで、現に在宅で居住している方

内容/対象	
高齢者入浴券支給サービス	市内の公衆浴場の入浴券を月1人10枚を限度として支給 対 65歳以上の一人暮らし高齢者または70歳以上の高齢者のみの世帯の方で、いずれも自宅に入浴設備のない方
高齢者福祉手技治療割引券支給サービス	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧料金割引券(1回の保険外の治療につき1,000円割引)を申請月に応じた枚数支給 対 65歳以上の方 ※自己負担:施術料金から1,000円を差し引いた額
高齢者家具等転倒防止器具取付け等サービス	対 65歳以上の方のみの世帯で、過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取付けをしていない世帯 ※取付器具は市指定のものであり、数に上限あり ※器具によってはネジを固定するため、壁や家具に穴が開きます。
車いすの貸出	1カ月を限度に貸与 対 一時的に車いすを必要とする方(介護保険サービスで貸与を受けられる方、施設に入所または病院に入院している方などは対象外)
ささえあい訪問サービス	市の研修を受講したボランティアが、原則週1回の外からの見守りと月1回の玄関先までの訪問を行います。 対 65歳以上の一人暮らしの方などで、日頃家族などからの見守りが少ない方(介護サービスなどにより、見守りの体制がある方は利用不可) ※ボランティアによる活動のため、申請後すぐにご利用いただけない場合があります。 ▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2811
高齢者住宅改造費給付サービス	介護保険対象外で、必要と認められる住宅改造の費用を給付 ●改造の種類: ①浴槽の取り替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事(ユニットバス・システムバスは要相談) ②流し・洗面台の取り替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事 ※給付限度額あり。承認前の工事は給付対象外 ※自己負担:介護保険負担割合に準ずる(生活保護受給者などを除く) 対 65歳以上の介護保険認定で要支援・要介護と認定されている、または事業対象者とされた方で、サービスが必要と認められる方